

平成二十年三月十八日受領
答弁第一五二号

内閣衆質一六九第一五二号

平成二十年三月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘のだ捕事件の発生直後より、在ロシア連邦日本国大使館及び在ユジノサハリンスク日本国総領事館（以下「総領事館」という。）においては、ロシア側に対し様々なレベルで事実関係の確認に努めるとともに、だ捕された船体及び乗組員全員の即時解放を累次にわたり求めてきた。

二及び三について

御指摘のだ捕事件が発生した平成十九年十二月十三日には、在ユジノサハリンスク総領事公邸において、天皇誕生日祝賀レセプション（以下「レセプション」という。）が開催された。レセプションの開催予定については、平成十九年九月に外務本省に公電で報告がなされている。

四から七までについて

レセプションは当初の予定どおり開催された。総領事館は、御指摘のだ捕事件の発生以降、常時関連情報収集等を行うとともに、だ捕された船体及び乗組員全員の解放等の申入れをロシア側に対して適時に

行ってきたおり、外務省として、適切に対応したと考えている。

八及び九について

前回答弁書（平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一四号）の二から七までについてでお答えしたとおり、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

十から十二までについて

北方四島周辺水域における日本漁船のだ捕事件及びこれに関するロシア側による手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ないものであり、前回答弁書（平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一四号）の十及び十一についてでお答えしたとおり、外務省としては、御指摘の点に関し、例えば、在ロシア連邦日本国大使館を通じ、ロシア連邦政府に対し、だ捕された船体の引渡しを求め等ロシア側に対し申入れを行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、差し控えたい。